

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額 $\left[\text{休んだ日の標準報酬月額} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$



平成28年4月1日からの支給金額

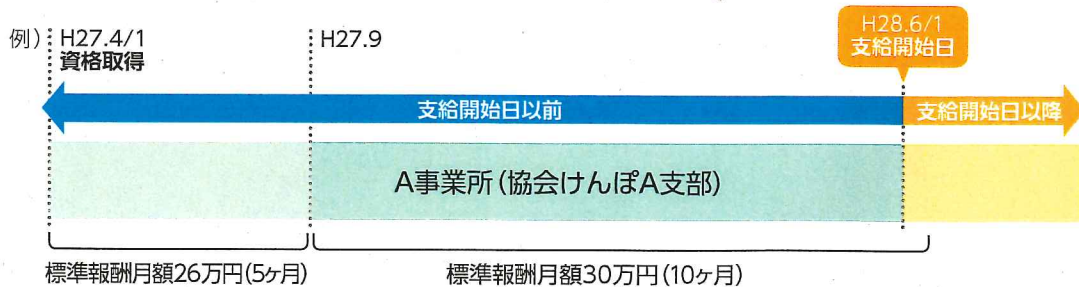
1日あたりの金額 $\left[\text{支給開始日}^* \text{以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

*支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

○支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)
- を比べて少ない方の額を使用して計算します。

○支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



支給開始日以前の12ヶ月(H27.7～H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26 \text{万円} \times 2 \text{ヶ月} + 30 \text{万円} \times 10 \text{ヶ月}) \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3} = 6,520 \text{円}$$

*1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します

*2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

★傷病手当金の支給を受けるための条件は、4ページをご覧ください。